

平成22年度  
第3回 事務所移転検証委員会

平成22年 7 月15日（木）

【 議事録（要録） 】

（財）武蔵野市福祉公社

（社福）武蔵野市民社会福祉協議会

平成22年度 第3回 事務所移転検証委員会 【 議事録（要録） 】

- 1 日 時 平成22年7月15日（木）  
午後6時30分から午後8時20分まで
- 2 会 場 市民会議室（ゼロワンホール）  
（武蔵野商工会館 4階）
- 3 委 員 委員長 前川 智之 （出席）  
委員長職務代理 黒竹 光弘 （出席）  
委 員 青山 伸一 （出席）  
委 員 谷 明彦 （出席）  
委 員 平澤 千鶴子 （出席）
- 4 事務局 【福祉公社】河中常務理事、藤井総務課長、  
【市民社協】伊藤会長、三輪常務理事、福岡事務局長、  
【市】三澤健康福祉部長、鎌田生活福祉課長、他
- 5 傍聴者 15名

6 議 事

- 福祉公社常務理事 定刻となりましたので始めさせていただきます。
- 委員長 事務所移転検証委員会第3回目を開催したいと思います。事務局からご説明をお願いします。
- 福祉公社常務理事 資料説明（略）
- 委員長 1つ議論して欲しいことがあります。個人個人の考え方にまだまだ深まりができていない。共通の認識ができていなくて整理ができていない。それと市民が利用する場所自体不便であるというのもおかしい。福祉の拠点で目立つことが必要なのか。そういうところもしっかり深掘りしていただきたい。町の生の情報が入りにくくなるとあります。生の情報って何の情報なのか、市街地にいないといけないのかと感じます。また、駅から遠く、近隣に商店も少なく不便な場所である、近隣に商店がないといけないかも深掘りをしていただきたい。中には、「特化したセキュリティシステム等の導入」とありますが、非常に重要です。
- それと、「あるべき姿」というのは、今の仕事の仕方を見直す機会だと思います。非常に重要な議論だと思います。
- D委員 資料02-01の下のところです。一体性についてメリット、デメリットがありますが、内容はメリットでもデメリットでもなく、賛成か反対かに近いと思います。社協職員は、資料02-02の2ページ目、問4のところ。この団体等もという部分、これもメリット、デメリットではな

く統合するのが良いのか、それともう一つこのデメリットというのは、これは統合反対の方のご意見だと思います。何か無理やり再編統合が透けて見え、統合されることを非常に嫌がっている意見と感じます。

ですから、ここが社屋をどうするかというポイントでもあると思う。一体化か、分離か。デメリットの方は「たまたまそこに2つの団体が入っていたに過ぎないのであり、一緒に行く必要はないのではないか」という意見、つまりお互いにその職務内容を理解し合って交換をする場面が見られない。そこから議論していただいて、この中にも書いてあるとおり賃借期間が切れるとか、耐震の問題は非常に重要なことではあるのですが、慌てず協議し、方向性を見て決めるべきではないか。

○委員長 引き続き検討し整理してください。

○福祉公社常務理事 はい。3番の「移転手法の考察について」に関連する資料ですが、これは、資料番号は05-01事務所移転の手法として考えられる方式という資料をご覧ください。

(略)

○C委員 資料の06-01と、今お話いただいた事務所移転の手法として考えられる方式との関連を説明いただきたい。

○福祉公社常務理事 現時点で具体的にどこがということは土地オーナーの方の意向あり、この時点では申し上げられない。

○委員長 幾つかの陳情者やいろいろな方の声を聞きますと、まさに建設協力金が悪いとか良いとかの議論になっていますが、僕はそうじゃないと思います。その土地のオーナー、事情によって適切な手法、何が一番合っているのかといった所が大切であり、セットで考えるものと思う。公社や社協の事情もありますから、トータルで判断し、土地と絡めてどの方式が一番相応しいか比較検討することになると思う。

○C委員 今現在の6の表、一覧表ではこの前の考えられる方式との組み合わせというのはまだ明示はできていないということですね。

○委員長 できていないということです。

○A委員 確認したいのですが、この現在手法として考えられている方法、これについては「どれが良い」「どれが悪い」というレベルの話ではなく、現時点においては「こういった方式がありますよ」という例示ですね。それで加えてこの方式とその次の06-01ないしは06-02候補地の問題ですが、そことの兼ね合いでどういう対応が一番好ましいかをあわせながら考えていくという記載だという意味合いですね。

○C委員 確認ですが、委員長が先程おっしゃった建設協力方式が良い悪いということではないということですか。極端な言い方をすると、この一覧

表にある物件が「これが良い」とか「悪い」とかという議論になって、優先順位の話ではないですが、「いろいろ考えられるのではないか」ということに発展し、「この物件を利用するに当たってはどのような方式が使えるか」というような考え方もあるということですね。

- 委員長 はい。
- C委員 了解です。
- 委員長 どうですかと、そういうことでしょうか。
- 福祉公社常務理事 そうです。これで具体的に絞り込みがあつて、この何番の土地はどのような形をオーナーの方は意向として示しているのか、或いはどのような形がふさわしいかというもので、私どもの方から先方にお話をするというステップになると考えています。
- B委員 この手法について、借地の場合、定期借地契約というのだけを想定して考えているようですが、先程のコストの算定が難しいというお話も出ていましたように、定期借地契約というのは新しい借地借家法ができたときに制定された制度ですので、地主さんが承諾をしなければいけないし、むしろ通常の借地契約という方が一番多いと思う。もちろん借地に応じてくれるかという問題もあります。定期借地は確かに事例も少ないし、メリットとしては、借地権というと時価相当額の何割か、5割から7割ぐらいの金額で買える、所有権よりは安く買える。定期借地の場合は50年なら50年で完全に明け渡すため、借地権価格の半分とか3分の1位の一時金で済むというメリットはある。あくまで定期借地は変則的な本来の借地契約とは違う契約形態ですので、借地契約というのも本来の選択肢として当然あると思う。これはどうして外されたのでしょうか。
- 福祉公社常務理事 通常の形の借地権ですと、土地を貸した方が半永久的に土地を占有されるということで、借地は難しいというご意見をいただいた。それで定期借地権という選択になるということで外しました。
- B委員 資料でいただいた物件で、一応事前打診等をされて、借地契約自体は難しいというお答えをいただいているということですか。
- 福祉公社常務理事 そうです。ただ、お2人ぐらいです。何件もリサーチをしたということではありません。
- B委員 そうですか、これは一般的な方法の概論的なものですね。
- 委員長 ですから残すべきですよ。
- B委員 そういう意味では入れておいたほうが良いと思うのですが。
- 委員長 手法としては残してチャレンジしたら問題になったということでは整理しないと。初めから諦めては駄目だと思います。

- B委員 むしろ多分地主さんのほうでオーケーされないのは、定期借地のほうが多いかもしれない。定期借地権の事例が少ないというのは地主がオーケーされないケースが多いため、そういう意味でも通常の借地契約を選択肢として入れられたほうが良いと思います。
- 福祉公社常務理事 はい、承知しました。
- A委員 所有方式ですが、維持管理費、建物のメンテナンスコスト等がかかってくるというデメリットもある程度認識しておく必要がある。因みに、私が運営している施設は、延べ床面積で約240坪ございます。現行案と比較した場合、その60%ないし70%位ですが、そこで過去9年間で約3,660万円かかっております。私どもは社会福祉法人ですので、課税関係が大分免除されています。まだ9年間ですので、大規模修繕等はされていません。今後こういった大規模修繕等でまた100万円単位の費用がかかってくるのが予想されます。所有を考えた場合に、ランニングコストがかかっていくということもデメリットとして考えていく必要がある。
- D委員 最終的には取り壊しというデメリットがある。建物を持っていることは、建物自体は財産かもしれないが、最終的には負担になる可能性もあるというデメリットもある。
- A委員 私も各市民の方々、団体の方々からご意見を拝聴し、できれば所有したいというご意向を非常に強く感じておりますが、確かにそういう考え方も一つですが、それに伴うコストというものも当然考えた上で見直していかなければいけないと考えております。
- 委員長 それは、数字で定量的に出すことも可能ですので、目安として今後検証をしていただければと思います。ほかに何かありますか。次4番の調査地ですね。
- 福祉公社常務理事 4番の「調査地について」説明いたします。  
(略)
- 委員長 続きまして公共用地も一緒に説明して下さい。
- 福祉公社常務理事 はい、承知しました。次に、資料06-02をご覧ください。  
(略)
- 委員長 委員から質疑等がありましたらお願いします。
- C委員 まず、資料の06-01の現況のところでは更地のところはいいですが、既存の建物があるところについては、もう既にその既存の空きビル等をそのまま利用できるものなのか、または一度更地にしないとできないものか把握しているのでしょうか。
- 福祉公社総務課長 1番は駐車場です。3番につきましては実際には住ん

でいらっしやる方いるわけですが、もし公社・社協の話が進んでいくということであればお借りすることはできそうな状況です。

4番は、建築途中で、内装を行う手前で工事が止まっておりますので手を加えないと移ることはできない。ただ建物自体は建っています。

5番については更地です。11番は実際には歯医者さんやアパート等3つ位の物件が建っています。不動産屋からの情報ですが、一括してその部分を売る意向があるという情報があり載せています。

12番につきましては、N T Tの吉祥寺営業所の跡地ですが、ビルがそのまま残ってしまっていて、今使われていない状態ですが、コンタクトはとっておりませんので、この先売買の話には至っておりません。

16番につきましては、水面下でお話を伺っている小さな面積のところですか。これはお家が建っております、持ち主は個人ですが、売却意向はございます。面積的には小さいですが、取り壊して建て直すという土地です。

○委員長 そのほかにもございますか。

○福祉公社常務理事 3番の土地の補足説明ですが、既にご自分が所有する別の土地に新たな建物を建てることを元々考えており、いつでも移動する予定があると伺っています。

○A委員 この5番ですが、備考のところに「一部（約60坪）売却可能性あり」ということですが、これはどういう意味でしょうか。

○福祉公社総務課長 130坪全部についてはご本人の意向としては売るつもりは薄い。ただ、半分程度空き地になっており、その部分でしたら利用なり売買なりというご返事です。

○A委員 ということは実質、60坪ということですね。

○福祉公社総務課長 はい。

○B委員 11番ですが、ここは3物件があって、歯医者さんが入っていてということでしたが、どういう状況でしょうか。

○福祉公社総務課長 ここにつきましては、3つの物件が建っているところですか。

○B委員 物件というのは建物ですか。

○福祉公社総務課長 はい、実際に今アパートが建っていたり、古家が建っていたり、3つまとめて売却したいということですか。

○B委員 今借りていらっしやる入居者がいるのですか。

○福祉公社総務課長 それぞれの持ち主がそれぞれいらっしやいます。これは不動産屋の情報です。

○B委員 所有者の異なる建物とか土地がそれぞれあるということですか。

- 福祉公社総務課長　そうです。それぞれが異なっている。
- B委員　3カ所がまとまって隣接しているというか。
- 福祉公社総務課長　そうです。
- B委員　地続きでということですか。
- 福祉公社総務課長　はい。
- B委員　売却意思はあるということですね。賃貸はないのですか。借りていらっしゃる方がいるのであれば立ち退きの問題から困難です。
- 福祉公社総務課長　そういうことはないです。
- 委員長　ほかにどうですか。
- C委員　今後の進め方も踏まえてですが、4つの基本事項の「迅速性」をどうするかを決めないと、これらのリストを同じ土俵で議論するのが難しいと思います。恐らく現行案は「迅速性」を優先し、そうすると案件とのマッチングがあり、その段階ではベストな選択ではなかったかと思えます。ただ「透明性」という面では問題があったと思う。例えば今あるリストの中で言いますと、更地の部分は「迅速性」の面では「建物が全てあるもの」と比べると若干落ちるでしょう。それを「迅速性」を優先してしまうと、既存の建物があって「そのまま使えるもの」が有利になると思う。そこで、まず「迅速性」を今回は振り出しに戻しゼロベースからやるので、「それはとりあえず置いておいて」ということで議論をしないと対等に話ができない気がするが、いかがでしょうか。
- D委員　今のその「迅速性」という話ですが、どういう物件が必要か。私が一番こだわっている「2つ（福祉公社と市民社協）が一緒になるかどうか」という話から始まるのですが、結局それが求められないと、どういう土地が必要かという物件の選定に至らないと思う。今これだけ17件のリストを出してきていただいたのは結構ですが、目的に合ったものを用意しなければいけないのに、今ここで物件の選定の話に行ってしまうのはいかがなものかと思えます。
- 福祉公社常務理事　D委員のご意見からお答えしますが、確かにこれから「我々はどうしたいか」ということから議論を詰めていかなければいけない。実際におさまるところがどの位の期間必要になってくるかということが、私どもも正直見えないところがあり、辛いところです。本当に「3～4年議論を重ねれば良いかな」というところがあるのですが、それは「待てない」とことと、その中で「あるべき姿を一応議論し出してきた」ところですが、その中で「どういう形だったら我々としても許容できるか」ということで、幾つか物件を並べて、その中で我々が「これだったら入れるだろう」という形にもっていきたい。

また、時期的なことと言えば、当初は確かに「来年3月には出たい、今すぐにでも出たい」という思いはありますが、「平成23年数カ月の先延ばしはやむを得ない」というスタンスでこの検証作業もお願いしているところです。「平成23年3月から数カ月先はいたしかたない」と考えております。

- 委員長 フォローする意味ではないですが、今公社と社協は「自分たちの施設はどうあるべきか」という検証もしつつ、「どういう土地なら、どういう地域で、どういうものが必要で、金融機関が必要、また周りの環境はどうあるべきか」ということも議論しつつ候補地を選定しているのかと思います。ふるいにかけて絞り込んだ候補地の中で、自分たちの建物にふさわしい場所を選択しているのかなということですよ。
- 福祉公社常務理事 はい、そうです。
- A委員 ですから、今回のこのリストというのは、この中で今すぐ決めるということではなくて、この中で明らかに難しいという部分を第一段階として潰していくという作業と思います。
- D委員 そうだと思います。あと、こんな広い土地は要らないというのも多分あると思う。
- 福祉公社常務理事 そうです。1番、3番それぞれ2,000㎡ぐらいありますが、必要な敷地面積を使わせていただくという形を考えている。具体的に3番については、見通しは立てられると考えております。
- 委員長 ほかに何かございますか。
- D委員 駄目なものは外して整理していただき、これからそういうお話を持っていけるものであれば、分筆とか一部借用が可能であるかどうか。それから八幡町も一緒に並べておいていただきたい。
- 委員長 そうですね。他はいかがでしょうか。
- A委員 この次の段階では今回リストアップした中で、実際に今の段階ではまだ具体的な折衝をしている、折衝していないとまちまちだと思うので、絞り込んで実際可能なのかどうかの話を前へ進めないといけない。
- 福祉公社常務理事 その時点で可能性という部分を盛り込んでいきたい。
- 委員長 それと、資料06-02で公共用地・公共施設の検証が残念ながら全滅ですが、市の方の見解を聞かせていただければと思います。
- 健康福祉部長 第1回の会議だったのでしょうか、C委員からも「市有地等に入れば家賃もかからない」とお話いただきましたが、私どもも「それはそうだ」と思っておりますが、残念ながら、現に今日お示ししたとおり、「今使用できる市の施設がない」ということが現状であります。旧中央図書館等の土地についても、先程ご説明したとおり、全く未定であ

ります。一定目途が立つ段階になって「そこに社協と一緒に入れられないか」ということを交渉することは可能だとは思いますが、「それでもってそうなるかどうか」ということがあります。現在では「迅速性」から考え、現実的に八幡町案をさせていただいていると聞いております。

- 委員長 それについて何かご意見ありますでしょうか。
- C委員 感想ですが、恐らくいろいろな理由があるのですが、かなり計画自体が大きい話であることが一番のネックです。だから長期計画に及ぶとか迅速性というのはある程度妥協しても、例えばその選択としてどこか賃貸借で長期的な視野に立っていく選択もあるのですか。長期的にはこの公共施設の中に入ることも視野に入れるのですが、それは今現在では難しいかもしれない。陳情にもあるということで全く無視するわけにもいかない、検討の中に入れるべきだと思う。
- 委員長 「一定期間借りるところはあるのか」という意味では、その空き物件というのはこの06-01の資料の中で検証したことになるのですか。ある一定期間いわゆる仮住まいするということ、それは無かったのか、あったのか。
- 福祉公社常務理事 仮住まいという考え方はありません。移るのであれば仮に数年後、そこからすぐ出るようなもの或いはプレハブのものでも、きちっとした……。
- 委員長 違います。そうではありません。今建っているこういうビルの中で空いている所、という意味です。
- 市民社協常務理事 この件につきましては、現在私どもが大信に入っているのが約1,000㎡あります。1,000㎡は4番です。4番が延べ床面積に近く、1つ候補としては考えられます。あと1,000㎡を半分に割ったらどうだという話もあるかと思えます。500㎡は該当するのが今現在では無い。
- 委員長 私も調べましたが、オフィスとして借りられる所が非常に少ない。もう一つ、「ある期間（例えば長期計画で考えている間）、一時的にどこか借りて、検討して、その後一緒になるとか、どこか候補を探すということもあるのではないか」という陳情について、私の意見ですが、建築の仮設物（建築基準法第85条仮設建築物）というのは、「建物を建てている、改装しているときの一時的なもの」と限定されている。もう一つ、そういう仮設ではなく、「5年、10年、一時的に入る建物で良いのだよ」という市民の方の意見を私は聞きました。残念ながら今の建築基準法をクリアした建物というのは、5年で良い、10年で壊れても良いからという建物はない。鉄骨で造ろうがRC（鉄筋コンクリート）で造ろうが30年、50年もってしまう。立派な坪単価がかかるのです。そういう

意味でも仮設というのは無い。一時的に造るといっているのはないのです。本設になってしまう。

一番良いのは一つの選択肢としてどこか空き家があって、そこに一時的に入るという場所があれば良いですが、市内は無いのです。その辺も選択肢に入れたかったのですが、多分無いのではないかと思います。

- A委員 私も市内を探してみた。残念ながら現時点ではまとまった平米数、延床のあるビルというのはございません。あれば選択肢の一つとして2年ないし3年、そこに仮住まいをしてタイミングを見計らいながら計画を練っていくという選択肢は可能だと思うのですが、残念ながら今の状況では厳しい。
- B委員 そもそも「社協と同一建物である必要性があるのかという一体性の問題」ですが、「中枢的な機能だけを一つ作った上で地域に分散した形でできないか」というご意見もありますので、こちらの一覧表に載っているのは「大きいものばかり」ということはないですか。小さい物件についてまで載せていないのですか。
- 福祉公社常務理事 この中にはある程度社協と公社が分散すれば入れるという物件もあるが、5番については初めから一緒に入るのは無理な面積の土地ということもあり、そういうところでしたら「ここになったら分散するしかない」という形で探しています。
- 委員長 更地ですよ。
- 福祉公社常務理事 5番ですか。土地面積的に両法人が入るのは、仮に建物を建てたととしても……。
- 市民社協常務理事 先週、インターネットで調べてみました。空き店舗、空き事務所ということで調べたが、武蔵野市内には約150件位のテナント等があるが、ほとんどが商店の1階とか2階とか、いわゆる空き店舗が目につきます。私ども500㎡前後ということで検索したのですが、なかなか該当するようなものは見当たらなかった。
- 委員長 500㎡というのは両法人が分かれることを前提としていますか。
- 市民社協常務理事 そのとおりです。それが例えば2つあれば良いと考えています。
- C委員 今のB委員の後半のご質問の中で、「2つに分散」を更に「中枢機能だけを分ける」という選択はなかなか難しい。前提としては仮に期間限定でということだと思うのですが、その場合でもさらに細分化というのは難しいというのが現状でしょうか。
- 福祉公社常務理事 一体である場合、あるいはそれぞれの法人が1カ所ずつ分散して該当するものがあれば良いと思っています。

- 委員長 そうではなくて、例えば公社がさらに分化するのですよ。いわゆるバックアップ機能的なものは例えば100必要だったら70がバックアップ機能で30が別部隊だったら、それを分けられないかということですよ。
- C委員 そうです。より選択肢が広がるのではないかと。
- 福祉公社常務理事 はい、それもまたあるべき姿で、現実にはどういうふうにしていくかということ議論していかないといけないと思いますが、この場でそれも考えるということはまだ申し上げる段階ではないのかなと思います。
- 委員長 将来的には、例えばサービスを受けるほうからすると、近いところに窓口機関があって欲しいという要望はあるでしょう。逆にサービスの窓口じゃない機関（バックアップ機能的なもの）は公社なり社協が持っていて、それは別に住民の方と近接性がなくても良い。とすると、将来的にハブ的に中心組織があって、それでサービス窓口がいろいろな所に分散するという形態もあるのではないかと。その出先機関というのが新たに作るのではなく、図書館や市の建物の一画にとということもあるのか、無いのかということ。それをいろいろ議論されているでしょうから、今後そういう検討をしていただければと思います。
- 福祉公社常務理事 そうですね、公社は今本部にホームヘルプセンターと後見係、その関係の部署があるわけですが、それぞれに将来的にこうであればという立地というのはそれぞれ違いますので、現実にはそういう形がどうなのか。或いは法人運営に影響を与えるのかということもきちんと検討というか、視野に入れなければいけない。
- 委員長 公社と社協と市の福祉、全体であるべき姿というのを議論していくべきだろうと思います。
- 福祉公社理事長 補足で、市の在宅サービスないしはその地域における市民の協働的なサービスの提供のあり方というのは、これはまず在宅サービスの方から申しますと、「在宅介護支援センター」というのは市内に6カ所あり、そこで現実的には介護が必要なインフォーマルなサービスも含めた相談窓口の機能を果たしていると考えています。市の中に1カ所、「地域包括支援センター」というのがあり、そこが全体の拠点である。これは主にフォーマルなサービスですが、「在宅介護支援センター」は市内に6カ所のネットワークを張っており、その中で例えばアドボカシー機能でいえば成年後見人制度、成年後見サービス等がある。また、有償在宅サービス事業というような「必要な人に対するサービス」の「連携」の観点でいえば、福祉公社の方に連絡が入ってくる。福祉公社はあくまでもそういう実働部隊として今大信にいるという状況です。

市民社協は、全域に13カ所のいわゆる小地域の福祉活動事業という形で地域社協がございいますが、その13カ所の地域社協そのものは拠点をどこに構えているというものではありません。もし拠点を構えるのであればコミュニティセンターというのがありますので、そこが地域の一種の拠点であるという考え方で市のほうは整理をしているところでもあります。

それで、委員長ご指摘の機能の分散化ということで申しますと、例えば福祉公社の今本社の中に、ホームヘルプサービス事業、それから権利擁護を中心とした有償在宅といったものですか、あるいは介護保険でいうところの居宅介護支援事業、ケアマネジャーの事業ですが、そうしたものが一つ屋根の下にいるわけです。それが分散するのが良いのか、一つ屋根の下でいるのが良いのか、そしてこの議論は、私は十分やるべき価値があると逆に考えています。私自身としては一つ屋根の下にいることのメリットというのは大変大きいものがあると。サービスを総合的に提供していくというのが、これからの福祉の展開のあり方ではないかと考えておりますので、私は、それは大いに議論すべきではあると思います。

- 委員長 職員の方の意見でメリット、デメリットがありました。やはり迷っていると見える。この2つの団体がどう将来的にあり、「現時点どうなっているのか」「一つ屋根の下にいることでメリットは何なのか」「この先、一緒に居ることがどうなのか」「一緒に居るべきか」「居ないべきか」「市の福祉とどう関わるのか」ということが整理されないと、なかなかあるべき姿、施設像というのは見えないと思います。
- 健康福祉部長 補足といいますか、今の「メリット、デメリット」と「迷っているのではないか」というご指摘だったのですが、あの表は「それぞれの個人のご意見をメリット、デメリットと分けた」ということです。ですから、法人としてあれをメリット、デメリットと、そういうくくりにはなっていないです。
- 委員長 ええ、それはわかっています。
- 健康福祉部長 はっきりそれをやるべきだということですね。
- 委員長 はい。他に何かありますでしょうか。
- D委員 関連ですが、今福祉公社と社協と2つある自治体は、東京にはどのくらいあるのでしょうか。
- 福祉公社在宅サービス課長 武蔵野市福祉公社で設立されて、その後に各自治体が社協を持ちながら福祉公社を設立しました。福祉公社というネーミングではありますが、それぞれ自治体によってその機能は違います。例えば第2福祉部ホームヘルプ課というような形で、「住民参加型サー

ビス」或いは「介護保険のホームヘルプサービスだけを担っている」福祉公社もあります。武蔵野市の場合には包括的な利用者支援ということで、リバースモーゲージと一体的に提供されている。そういう成年後見で言う身上配慮サービスを中心にして構成されております。それで介護保険が創設されてから住民参加型サービスも、自前のホームヘルプサービスもすべて介護保険に収れんされてしまう。したがって、今残っているのは調布と武蔵野だけです。府中も世田谷も杉並も新宿も全部社協に統合しました。そして、「社協に統合後、福祉公社のミッションは失われた」と某研究所の調査から示されています。

- 委員長 いかがですか、D委員。その質問の趣旨が……。
- D委員 結局、そういう統合されたことによって福祉が後退したと考えるのでしょうか。
- 福祉公社在宅サービス課長 福祉の後退というわけではなく、そもそも福祉公社というそのネーミングでありながらも、本当に権能がそれぞれ違っているわけです。ですから、介護保険ができた時点で今までの福祉の対応が様変わりしている。したがって、その介護保険と同じようなサービスをしていた福祉公社は社協と統合した。しかし、武蔵野の場合にはリバースモーゲージがありますし、成年後見類似のサービスは残っているということです。
- D委員 はい、わかりました。
- 委員長 ほかに何かございますか。幾つかこの表の整理の仕方等の意見が出ましたので、それは次回お願いします。続きまして、5番。
- 福祉公社常務理事 それでは、5番の両法人理事及び評議員との懇談会についてです。

当初にお示ししましたスケジュール表にもあるとおり、検証委員会が直接にそれらの評議員、理事に対して報告あるいは意見交換をする場を予定しています。第2回の検証委員会において、諸々の問題に対し委員間で共通理解も必要なことから、この第3回の検証委員会以降の7月の下旬に開催することとしました。

まず、7月27日火曜日午後1時半から3時半まで、場所は大東京信用組合ビル5階大会議室で両法人の評議員と検証委員会委員との意見交換です。傍聴可能と考えております。

7月29日木曜日、午後6時から8時まで、場所は三鷹駅前の芸能劇場で理事との懇談会です。経営責任にある立場の理事への報告及び意見交換ですので、法人の今後の政策決定にも影響を与える会議と思っております。こちらも傍聴可能です。

- 委員長 ありがとうございます。本日は3番と4番について若干深めに、他はざっと流したものですから分かりづらかったと思いますが、傍聴者から質疑なりいただければと思います。
- D委員 違う方向からの質問なのですが、今これ建設協力金方式が出ているのを全く無視して、また違う場所を賃借するような方向に行った場合、家賃は同じようにスライドしていくと考えた場合、これは市から経費補助金が今出ていると思うのですが、そういう経費類は税金から来ているわけです。それで「税金を使うのか、篤志（寄附金）を使って税金を減らしてやるのか」という話になっていくと思う。それで、最初のときに「公社、社協はそれぞれ自前の経費負担をしなさい」という話で経費を削減していくような話を伺ったのですが、今後はそういう方向で市議会、行政の方では考えているのでしょうか。
- 健康福祉部長 「市の持ち出しを減らすために基金を使ってください」ということではなくて、元々「基金の使い方について明確にするべきであろう」という議論がありました。今の家賃から仮に他の所に移った際に家賃が増えるようになった場合に、その原資は税金ですから、一方で基金が一定額以上あって「単純に補助金等で家賃の補助をしようということにはならないでしょう」という議論をしております。その結果、提案いただいたのが「今のスキーム」であるのご理解をいただきたい。
- C委員 整理をしますと、現状はこの大信ビルには市と契約をして、実質家賃補助という形で、今後新たなテナントに入った場合には、当然に公社なり社協なりと契約をする。その中で、「既存の市が負担している契約している分は当然超えないでしょうが、それ以下なり最大限市が家賃補助という形で行う可能性はある」と理解してよろしいですか。少なくとも「今以上の市の負担（税金の負担）は避けるべき」という議論は当然あると思いますが、よろしいですか。
- 委員長 市の中心地で家賃が今以上に高いところがあった場合、家賃補助で足りない部分は基金なり何なりを使うことは可能ですか。
- 福祉公社常務理事 基金の取り崩しの可能な形での法人の負担の仕方があれば可能だと思うのですが、これも方式によると思いますし、通常の月々の賃貸借方式ですと法人としては厳しいと思います。
- C委員 基金の使途のあり方として、家賃では厳しいと。
- 福祉公社常務理事 そうです。
- 委員長 とすると、この候補地の精査をしていくときに、空き家があった場合、そこでもう駄目な所もあるわけですね。ある一定の家賃以上のところは入れないということですね。

- 福祉公社常務理事 そうなります。
- C委員 資金がショートするからね。
- 委員長 そうするとますます候補は少なくなっていくということですね。
- 福祉公社常務理事 今後の議論としては、現状では公社の基金規程では難しいですが、この基金規程をどういうふうにするかという議論も同時に進めていかなければいけないと思います。
- C委員 基金規程に関連した確認ですが、建設協力金方式とか長期前払い方式であれば可能だったのでしょうか。
- 福祉公社常務理事 公社の基金規程ですが、処分の条項の中で、公社の事業活動に必要な事務所、施設、または備品の整備に充てるときは処分することができるかと規定をしております。その前に通常の月々の家賃として支払っていくのは、この解釈からして難しいと認識していますが、最終的に理事会で審議して決めていくことと考えています。
- C委員 この理解だと、多分投資的経費なら可能だが、家賃だと経常経費的なものになるので（難しい）、ということです。
- D委員 その処分の中に経済事情の変動等により収入が不足する場合、その不足を埋めるとある。財源不足の場合に使えることにはなっていますよね。だから、身に余る場所を借りて使ってしまうのはまずいけれども、通常の経費の範囲内で不足している場合には「止むを得ない場合」に入るだろうと思う。  
それと、「自分たちで経費の一部を持ちなさい」というのは、それは分かるが、「現状の家賃までは何とか維持する」という話であれば、3億円を取り崩して家賃を100万に下げる必要性は果たしてあるのか。そこまで取り崩さなくても、今までどおり家賃補助してくれれば、もっと取り崩しは少なくとも済むのではないかと思うが、どうでしょうか。
- 福祉公社常務理事 市がどこまで助成するかということは、個別協議してみないと難しいところだと思います。
- 健康福祉部長 幾らまで補助するか、家賃として、今は100万という線をいただきましたが、当然今の額までは予算要求できる範囲だと。  
その他、市はさまざま運営費補助をしており、今は市が直接契約をして賃料を払っていますが、平成23年3月に大信に契約継続していたとしても、契約更改のときには「（両法人に）直接契約していただき、それに対し市が補助する」という形が正しいだろうと思います。ですから、運営費補助の中でその金額がどうなるかというのは、全体の中で考えていくものと思っています。
- C委員 先程の「他に」の話の規定の中で収入が不足しているときに不足

分を埋め合わせるという声があるが、これは恐らく損失が出たときに、損失補てんできるとも解釈できる。それをどう解釈するかによってどの程度の家賃まで入れるかというのは影響してくるので、この解釈についてももう少し今後明確にさせていただけると選択の幅が広がる気がします。

○委員長 傍聴者の方で何かご意見ございましたら、どうぞ。

○傍聴者 A 今日資料の06-02で、公共施設のところです。以前出た資料と書き方が少し違っているだけで内容は全く同じ。「これがおかしいんじゃないか」というのが発端で陳情を始めたが、この辺はもう少しきちんとしていただきたい。

それから、初めから、委員がおっしゃっているように、「目的がどうなのか」について決めてからやっていただきたい。急いでいるからといって、慌ててつまらないことをしないようにしていただきたい。これは前にもどなたかがおっしゃったのですが、市民感覚から言いますと、「今よりも安全なところへ出るのだから家賃は高くなっても仕方がない」こともあるだろうし、またちゃんとしたところへ移るまでは、「一時少し不便で今より狭くとも仮住まいして我慢しよう」ということもあると思う。ですから、現状これだけの広さだから市内にはそういう場所がないと諦めてしまわないで、何とか普通の（市民）感覚と同じように、例えば「新しい家を建てるためなら、みんな家族がしばらくバラバラになってしまっても、我慢して建てよう」みたいな、そういう感覚を持って進めていただきたい。

私たちの陳情の繰り返しになりますが、もう少し具体的な駄目な理由が分からない、というところが素直な感想です。

○委員長 06-02の資料のどこが足りないと思われませんか。

○傍聴者 A 例えば、今保健センターとか市役所の西棟は「現に使用しているため」とありますが、公社と社協が移るためには「一時的にはどうしてもどこか貸してくれないか」という話し合いで譲れるところもあるのではないかという気がする。それから、「図書館跡地は長期計画に入れなければ駄目だ」というところであれば、先程委員からも出たように、仮に住まって、「長期計画で検討してきちんとしたところに入る」こともあると思う。こうもあっさり「（長期計画に）入っていないから駄目だよ」では納得ができないところがスタートでしたので、これについて不満を持っている。保健所の分室として機能していることについても、保健所も「都にお願いすれば別の目的でも使えそうだ」という話も聞きます。前回、社協の私たちに対する説明会のときに、「保健所については市職員に聞いたというだけで、都には聞いていません」とお答えがあ

りましたので、そこもきちんと聞きたい。

- C委員 可否のところが今のご意見だと「議論し尽くされていないのではないか」という疑問というか誤解をこの委員会の中で解かないといけない。もしかしたら「議論を尽くした結果がこれだ」というのであれば、それを説明し切らなければいけない。
- D委員 そうだと思います。この中でひとり相撲をとって、ここはだめだろうという範囲だと私は思う。個別に当たって駄目だと言われたら駄目ですよ。それがはっきりしていない感じがした。
- 健康福祉部長 市の物件については「今回は駄目だぞ」ということではなく、各所管担当部署と全て調整をして、市の方針として今回は出した。  
保健所は、三鷹市も所管する東京都の行政機関が入っている建物ですから、法人の事務所が入るとするのは難しい。さらに言うと、今回陳情が出ましたとき保健所に情報提供した際に私の方からは、「（保健所を）残してほしい」という立場で今まで来ていますので、こちら（市）から「空きスペースはありますか」という質問はできません。あちら（保健所）からは「現在使っていないスペースはありません」と話はいただいています。
- 委員長 保健所からですか。
- 健康福祉部長 はい。
- 委員長 東京都も。
- 健康福祉部長 そう聞いています。
- 委員長 ただ実際空いているのですよね。スペースとしては。
- 健康福祉部長 「使っていないスペースは無い」と聞いていますので、「使っている」ということだと思います。
- 委員長 私が聞いたところによると、一部が府中かどこかへ行ったのですか。元々あった中の機能が一部移転したのですか。
- 健康福祉部長 （府中に）統合されました。6市の保健所が1つに統合されました。
- 委員長 元々そこにあった機能が移ったら、その部分が空きそうな雰囲気ですが、でも空いていないと。
- 健康福祉部長 空いていないということです。ただ、それ以前に先程申し上げたとおり、「他の用途で使えるだろうか」ということがあり、それについては、私どもは「出来ない」と思っています。
- 委員長 なかなか東京都は東京都で考え方はあるので、そこに貸してくれというのはかなり無茶なお願いかとは思いますが、東京都には確認はされたということですか。

○健康福祉部長 私どもはあそこが使えるようになるということは（東京都の）保健所が廃止になるときだと思っています。かつて、三鷹市にも（東京都の）保健所がありました。三鷹市と武蔵野市にあった後に、まず統合して、今武蔵野市にある（多摩府中保健所武蔵野三鷹）地域センターが一時2市の（東京都の）保健所となったのですが、その後さらに（府中に）統合して、あそこ（多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター）は分室になってしまったのです。元々三鷹市にあった（東京都の）保健所は、今は三鷹市保健センターとして使われています。それは東京都の保健所が廃止になったので、そのような使い方をしてしていると認識しています。私どもは三鷹市も含めて（東京都の）保健所が廃止になることは望んでおりませんので、「そのようになるような問いかけはしない」方針であります。先程もスペースがないと断られましたので。

○委員長 わかりました。

○C委員 補足します。多分物理的に空いていることと、行政財産として廃止しているということとは別で、行政財産としてはまだ用途廃止にはなっていないくて、物自体が全部で残っているということです。

○委員長 それと、市の施策として保健所を残したいということですね。

○健康福祉部長 そうです。

○傍聴者B 今の健康福祉部長のお答えを聞いて、市民の立場とは随分隔たりがあるなという感があります。保健センターに関しては、この前保健センターを何人かでお尋ねして中も見て「現状では難しいかな」という実感を私たちも得ましたが、でも健康開発事業団が移ってきた最近のことだったりしますと、何かやっぱり複雑な思いがありました。

今一番こだわっているのは「旧保健所の利用が可能ではないか」ということです。随分部長さんとは受け取り方が違うかもしれませんが、「現在ある機能というのは許認可の窓口であって、大きな健診とかではないので、何とかお願いして貸していただくとか、或いはその機能を市が譲り受けた後、この部分は保健所として都の保健所の今やっている機能として使ってくださいっても良いということもあるのではないか」というこだわりです。

それは統廃合したときに、「当該自治体の要望によって譲渡も対応できる」という項がありますので、「それがどうして駄目なのか、都の担当のどなたが絶対駄目だとおっしゃったのか、そういう答えを確認してください」ということを陳情のときも申し上げたのです。やはり今伺いますと、武蔵野市としての今までの経緯もあるので、「最終的な確認がまだして下さっていないのかな」と思ってしまいました。それは違うで

しょうか。

- 健康福祉部長 先程申し上げた理由で、特にこちら（市）からご確認するという作業はしておりません。
- 委員長 確認はしておりませんし、それ以外のところで市の施策としての位置づけでそうなっているということですね。
- 健康福祉部長 先程も「機能」とか「譲り受けて」とおっしゃいましたが、「制度上あり得ない」ことです。つまり「市が保健所をやる」ということだと思いますが、それは現状ではあり得ないです。
- 委員長 よろしいでしょうか。
- 傍聴者B もう、これ以上伺っても。
- 傍聴者C お話伺っていると何か都との間で両方とも物分かりの良い人の間で話が行ったり来たりしている感じです。だから熱意を持っているか、武蔵野市市民の福祉に関する人たちの気持ちをもっとぶつけたら、向こうも少し何か考えてくれる状況はないのかしらと思って、今話を聞きました。

1つ私が聞いてほしいのは、N T T 吉祥寺営業所が全く使われていないですよ。その前は何か不動産関係が借りたりしていて、状況によっては貸してもらえるのではないかと思います。まだ聞いていないとおっしゃっていますけれど、そのN T T の状況については。今後それを確かめる予定はありますか。

- 福祉公社常務理事 12番は今後可能性について当たってみたいと思います。
- D 委員 先ほどの12番の1件だけではなく、その整理の中でこれは当たってどうだったという結果を全部付けるという話を先程したと思います。
- C 委員 確認ですが、このN T T の場合には既存の建物をもし借りるとしたら使うという認識でよろしいのでしょうか。
- 福祉公社常務理事 現状では何ともいえません。確かに堅牢そうな建物ですが、耐震かどうかというのもまだそれも確認していませんし。
- C 委員 それは確認をお願いします。
- 福祉公社常務理事 そういうことも含めて確認したいと思います。
- 傍聴者D 地域社協の会長をしています。災害時要援護者対策事業という資料はお読みいただいておりますでしょうか。
- 委員長 いや、私は読んでいません。
- 傍聴者D そうですか。実は以前災害時要援護者対策事業という資料を検証委員会の皆様に配付をお願いしております。市の事業として災害時に災害弱者と言われる方、高齢者の方とか障害者の方の安否確認を地域社協が請け負っており、要援護者1名に対して支援者2名を付けるという

活動をしています。それがいろいろな地域でいろいろご苦労されているのですが、正直申し上げて、これだけ市政とか市民社協の事業に協力をしているにも関わらず、「いろいろな話が頭の上で決まってしまった」ということに関して、うまくないと思います。

先程、副市長（福祉公社理事長）から地域社協についてのお話がありましたが、「その市民社協とそれから地域社協は両輪であります」というお話も時々伺うのですが、その両輪の片方のメンバーが一人も理事会に入っていない。それから評議員会に関しても五、六名しか入っていないということで、「市民社協としての意思決定の手續に瑕疵があるのではないか」と以前から申し上げております。それで、そのことについて至急是正して欲しいとお話していますが、2年続けて見直すから、と。ところが2年の間にその地域社協が13ありますが、「1つも欠けずにそのまま存続できているという、その自信はどこにあるのか」とお尋ねをしたとき、お答えはなかった。もうギリギリで私たちも役員を集めるのに必死で、体力も相当落ちています。一年一年必死で活動しているのですが、その辺も含めてぜひ両輪の片側が大事であるならば、その両輪が元気になるような、この先にもっと明るい材料をいただかないと、これから非常に厳しくなると思っております。

それで、地域社協の代表者を集めてヒアリングや意見交換会を要望していますが、いまだに実施されていない。説明会に関してもヒアリングではなく、ただ「説明会」というプリントが来まして、それも間際になってからでしたので、運営委員全員に配れる状況でなかった。一回聞いた説明をまた聞く必要はないという形でした。それこそ地域社協に対する説明会のとき、1回目は6名という状況です。もう少し周知や意見交換をきちんとしていただきたい。「きちんと検証委員会で検証していただいたにも関わらず、その意見をちゃんと吸収し、最後にはきちんとした答えが出た」と最後におっしゃれる形を是非とっていただきたい。いろいろな意見が出ると、かえって決まらなくなるというお話も以前ありましたが、やはり小さな意見も聞いていただき、大きな決断をしていただきたいと思います。

- 委員長 今回は検証委員会が出なければならないことになってしまった大きな要因は、コミュニケーション不足です。是非これを期にもっとコミュニケーションのあり方とか、組織とか、関係者は立派な方が多いのですが、どうも血のめぐりが悪くなっているといえますか、情報交換、コミュニケーションが形骸化してきていると正直思っております。ですから、これを期にもう一回その関係者を含めて組織の見直しと、コミュニ

ケーションの仕方、タイミングとか、ネットワークを良くするやり方を是非やっていただきたい。

- 市民社協常務理事 同様のご意見をいただいております。地域社協の代表者を集めて意見交換ができないのかというご質問もありましたが、予定では7月28日、地域代表者の皆さん、大信ビルを利用する方々、武蔵野老人クラブの方々、民生委員の方々、福祉公社関係者、関係団体の方々も一堂に会しまして、意見交換会の場を設定したいと考えております。

あと、「理事会、評議員会に地域の代表者が入っていないのではないか」というご意見がありました。理事につきましても、理事会等に諮りまして、理事、評議員のメンバー構成、人数も含めまして検討していきたいと進めているところです。

- 委員長 組織って生き物ですから、常に動いていかないと死んでしまいますので、よろしくお願いします。

- 傍聴者E 実は平成18年に福祉3団体の見直しですが、そのときに何か見直されるかなと思って傍聴していたのですが、結局あれはどうなったのかなど。結局そのままになってしまいました。そのときに市民社協と福祉公社の行く道がしっかりと議論されていないから、結局ここにツケが来たのではないかと思います。この間の配られた資料によると公社と社協が別になったほうが良いという意見もあるし、一緒になったほうが良いという意見というのがあります。私個人的には私は公社と市民社協は将来的には一緒になったほうが良いと思います。それは市民に非常に分かり易いから。福祉というのは市民に分かり易いことが一番だと思います。分かり易くなければ利用しないと思います。メリットとデメリットが両方書いてあるし、いろいろ矛盾していることがあるとおっしゃいましたが、それはみんなが迷っているから、非常に矛盾しているのだと思います。

ですから、市が公社と社協のポジションをどのようにするかをはっきり私たちに伝えていないから、公社職員も社協職員も本当に気の毒だなと思います。まして私たちその下にいる地域社協で頑張ろうと思っている私たちも気の毒だと思います。ですから、長計は平成24年度ですから、そんなに先の話ではないと思う。平成23年度中には決めなければいけない話ですから、いろんな問題点もありながら早急にやるというのは、どうなさるのか。

- D委員 ある程度の行政主導は必要だと思う。行政が主導でどういう方向に持っていくかによって、皆さんはそれに従うかどうか、それから議論してこうしたら良いのではないかということが出てくるはずです。だか

ら、ある程度、指導力は持って良いと思います。

○委員長 確かに仮説がないと議論のしようもないし、路頭に迷ってしまうのかなと感じがします。仮に今事務所という一つの切り口ですが、これを期に止まってしまったところを動かすことは非常に良いことだと思いますので、いろいろご意見をお聞きいただければと思います。

○傍聴者B やっぱり一番強かったのは旧図書館の跡地が何とかならないかということでした。市民は何もあそこに社協と福祉公社の建物をつくってくれなどと言っているわけではありませんで、いろんなものが入った建物の中に一緒に入ることはできないか、それはあそこにいろいろ保健センターもあり障害者総合センターもあり、市役所に近いといういろんな条件でも、それからバスの便数も多い、分かりやすいところだとか、どう考えても自然に「あそこがいいね」というのは皆さんおっしゃるものですから。それが「長期計画で決まらな」というのも良く分かりますが、長期計画が10年先というのであればそれは私ども仕方がないかと思うのですが、もう来年度から計画にかかるわけですから、そんなに先のことではないし。図書館の跡地に入りたいと言っているいろんな団体も今までもずっと希望していた場所で、突然そこに割り込んできたところが一番有力なんていうことはあり得ないので、何とかそれまでどこか借りていただいて、その決定を待っていただけないのかというのが最大の思いです。

○委員長 それは私も今日お話の節々に伝えたつもりですが、仮設はないです。しかも、あれは今大きな地震が起きたら潰れてしまうのです。それで、一人も陳情者の中に「大切な施設なのにあんところに入っているのか」という陳情が一つもないというのは、非常に寂しい。片方で違う意見もあるのですが、それも非常に大事なことです。仮にどこかに空き事務所があって、そこで一旦入って3年間なり2年間、そこで活動するということがあると思います。しかし調べてみるとそのような物件は無いというのが問題かと思っております。

それと、空き地に仮に造るにしても、それは立派なお金がかかってしまうということなのです。そこは今後もう一回議論していかなければいけないと思っています。

○傍聴者B すみません。そのために「保健所を一時貸していただく、というお願いが何故していただけないのか」ということなのです。

○委員長 お気持ちはよくわかりますが、まさに武蔵野市としてそこだけではないのです、福祉だけではなく、いろんなことを考えなければいけないと思うのです。だから、我々のこのメンバーの中で考えると、そこが

一番だと思っても、いろいろなことの中で市政というのは行われているわけですから、それをトータルとして考えるというのが重要なのかなということだと思います。ただ十分もう陳情もいただいているから、担当者の方々は分かっているとは思いますが、もう一つ考えていただくということだと思いますがどうでしょうか。

- A委員 あるべき姿を追求する、これは非常に重要なことだと思います。こうあるべきである、こうなってほしい、それは徹底的に追求すべきだと思います。ただ、現実問題としてそれが実行可能なかどうか、冷静に判断していく必要があると思う。あるべき姿というのは、哲学ではないですが、「ゾレン」とそれと現在の「ザイン」、その乖離、それをいかに縮めていくか、そういう作業を短時間ではあると思うのですが、やっていくということがこの検証委員会にも必要ではないかと考えております。その結果、その「ザイン」と「ゾレン」が一致すれば一番良いのですが、諸般の事情でそれが一致しない場合でもそれはやむを得ないのかなと思えるぐらいのことはやっておく必要はあると思います。

- 委員長 私は妥協したくない。双方言い合って、それで別のもっと良い案を探ることがこの検証委員会の意味だと私は思っています。そういう意味では、今回公社も社協も違う候補地も探してきていますし、違う手法も出している。例えばこうやってどんどん議論の幅が広がれば、皆さんの納得できるものが探れると思っています。

最後に1つお願いですが、これは検証委員の委員長としてではなくて、ひとりの武蔵野市民としてのお願いは、候補地に手を挙げている人というのが誹謗中傷されることがあってはならないと思います。人に優しい市であって欲しいと思いますので、それだけは皆さんご配慮いただきたい。

それでは、時間が来ましたので、これで終わりにしたいと思います。